

平成28年10月5日
府 中 市

平成29年度予算編成方針

1 国及び東京都の予算編成の動向

国は、本年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、平成29年度予算編成の基本的な考え方を示し、そのなかで集中改革期間2年目の取組として、「平成29年度は集中改革期間の2年目であり、そこでの成果は改革の成否を左右する重要なものとなる。平成29年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」及び経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って取り組み、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する。」としている。

東京都は、平成29年度予算について、「新しい東京の未来に向けて改革を推し進める予算」と位置付け、「東京が抱える課題解決に向けて積極果敢に取り組み、未来への成長創出に向けた改革を進めていくこと」、「全ての事業の総点検を実施し、無駄の排除を徹底して行うなど、都民ファーストの視点に立った財政構造改革の一層の推進を図ること」を基本方針に掲げ編成を進めている。

2 平成29年度の財政見通しと財政目標

我が国の経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されている。

こうしたなかで本市における平成29年度の財政見通しは、歳入では、市税は固定資産税で増収が見込まれるものの、税制改正の影響に伴う減収も見込まれており、全体では、本年度と同水準と見込んでいる。また、各種交付金についても増要因は見られず、一般財源の増収を見込むことは難しい状況である。

一方歳出では、第6次府中市総合計画前期基本計画の計画期間の最終年度となることから、重点プロジェクトに位置付けられている大規模事業の完成に向け、投資的経費の大幅な増加が見込まれている。また、社会保障関係経費の、扶助費や繰出金等が引き続き増加傾向であり、公共施設の老朽化対策へも対応する必要があるなど、経常的経費の更なる増加が見込まれる。

これらを考慮した平成29年度一般会計予算の削減目標額は、総額で約5億円と予想され、厳しい財政状況にある。さらに、歳入の根幹をなす市税収入は、回復傾向ではあるが、その主な要因は、景気動向に左右される臨時的な収入によるものであり、当初予算編成の段階から見込むことはできない。

よって、経常収支比率80%台を維持するためには、この削減目標額を達成し、歳入に見合った歳出となる持続可能な財政構造の確立を目指す必要がある。

3 予算編成の基本的な考え方

平成29年度予算編成については、本市を取り巻く状況や財政見通しを踏まえ、「平成29年度の市政運営と予算編成の基本方針」に基づき、次のとおり取り組むこととする。

予算編成に当たっては、政策会議で選択される施策への財源の重点配分を行うため、予算編成会議を実施する。また、選択と集中の指向をより重視する予算編成とするため、事務事業の単位等でのシーリング率を定めた重点化方式による査定を行うこととする。

(1) 第6次府中市総合計画前期基本計画の着実な取り組み

平成29年度は、第6次府中市総合計画前期基本計画（以下、「前期基本計画」という。）の計画期間の最終年度となることから、これまで取り組んできた施策や事業の進捗状況をしっかりと捉え、施策ごとに定められている目標の達成に向けた予算編成を行うこと。特に、重点プロジェクトは目標の達成が不可欠な事業であることから、財源の重点化を図ること。

(2) 持続可能な財政運営の着実な推進

厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、財源の確保に努めるとともに、経費の削減と事務事業の見直しに徹底的に取り組む、削減目標を達成し、健全財政の維持に向けた取組をすること。特に、限られた財源を適切かつ有効に活用するという観点から、平成27年度の決算状況や今年度の執行状況など、不用額の発生要因を様々な角度から分析し、その縮減に予算編成段階から努めること。

(3) 歳入確保の取組強化

市政運営における貴重な財源確保と負担の公平性の観点から、「市税及び国民健康保険税の収納率向上基本計画」に基づく市税等の収納率の向上策のほか、「手数料・使用料の見直しに関する方針」に基づく見直しや「ネーミングライツ導入に係る基本方針」に基づくネーミングライツの導入、「有料広告掲出マニュアル」に基づく広告料収入、「市有財産活用基本方針」に基づく財産収入等の増収策を積極的に検討し、あらゆる財源の創出に努めること。

(4) 市民との協働の推進

市民が主体的にまちづくりに参加し、地域の課題をともに解決できるよう、市民との協働を重視した予算編成とすること。特に市が積極的に協働を推進すべき「主要協働化事業」に位置付けられた事業については、前例に囚われることなく、協働の観点から見直しを行い、具体的な手法の導入や一層の工夫に努めること。

(5) 行財政改革の取組を加速

府中市行財政改革推進プランが計画の総仕上げの年度となることを踏まえ、歳入確保、歳出削減、行財政運営の効率化等に取り組むこと。

なお、全ての事務事業の総点検により、前例踏襲主義といった固定観念から脱却し、ゼロベースの視点に立ち、廃止や統合、内容の見直し等を行い、再構築に取り組むこと。

4 予算編成の留意事項

(1) 全般的事項

ア 予算編成方式の主旨と仕組みや前期基本計画期間の最終年度であることを十分に踏まえて、重点的、選択的な予算編成に努めることとする。

イ 予算編成に当たっては、事務事業の必要性や効率性を見極め、経費の精査を前提に積算すること。その際、最少のコストで最大のサービスを提供できるよう、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、一人1項目以上の改善を提案し、職員全員で予算編成に参画すること。

ウ 近隣自治体との実施水準を比較した調査結果等に基づき、その水準以上のものは、同水準となるよう事務事業を見直すこと。なお、水準以上を維持する場合は、その根拠を明確にすること。

エ 事務事業点検や主管課外職員による事務事業評価の結果に対する市の方針に基づき、見直しや改善に取り組み、予算へ反映できるものは、積極的に検討すること。

オ 公共施設マネジメント基本方針及びインフラマネジメント計画に基づき、総合的かつ長期的視点に立った予算編成に努めること。

カ 議員や監査委員からの指摘事項、採択された請願や陳情、市長への手紙、職員の提案、市議会各会派からの要望事項等については、十分に検討のうえ適切に対応すること。

(2) 歳入に関する事項

ア 市税収入については、税制の動向と社会経済情勢の推移を的確に把握し、年間を見通した見込み額とすること。

イ 使用料及び手数料については、原価計算に基づき、受益者負担の適正化に配慮すること。

ウ 国庫・都支出金については、国や都の予算編成の動向に十分留意し、制度改正等が予測される場合は、その内容を十分把握し可能な限りの財源確保に努めるとともに、年間を見込んだ見積りとすること。制度改正等がある場合は必ず財政課へ連絡すること。

エ 競走事業については、公営企業会計としてより適切な経営管理と売上増に努め、収益事業収入を確保すること。

オ 市債については、将来の財政負担を考慮して、借入れは適正な範囲内とすること。

カ 既存の歳入については、市税等の収納率の向上策をはじめ、各収入の増収策を積極的に検討し、予算化に努めること。また、新たな収入財源についても、積極的に検討し、取り入れること。

キ 過年度収入等において、科目存置しているもので、継続的に見込めるものは見込額を予算化すること。

ク 各種講座の実施に当たっては、参加の効果が受講者個人のみに帰属する場合など、負担の公平性が確保されるよう、費用負担の導入も検討すること。

(3) 経常的経費に関する事項

ア A経費については、政策経費として財源の重点化・効率化を図るため、政策会議において選定される新規・レベルアップ・見直し・廃止事業とする。

(7) A経費は、政策会議において選定した事業の査定を行い、第1回予算編成会議において財源の状況により決定することとする。

(8) A経費の財源は、原則として見直し事業により生じた財源とするため、必要な財源を必ず確保して要求すること。このため、政策会議で選定された事業についても、財源が不足した場合は、予算編成会議で優先順位に応じて実施を見送る場合があるものとする。

(9) 新たに緊急課題等が生じた場合は、第2回目以降の予算編成会議でその対応を検討するので、所定の手続きにより財政課に連絡すること。なお、その事業が、緊急かつ優先的に実施する必要があると判断された場合は、既に決定している事業も含めて、再度全体調整を行うものとする。

イ B経費については、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）、繰出金、団体補助金、一部事務組合負担金、積立金、債務負担行為解消事業（指定管理者委託事業、投資的経費を除く）とする。これらの経費は次の点に留意

して積算を行った後、査定方式により金額を決定する。

- (7) 人件費については、給与の適正化にさらに努めるとともに、業務の効率化を図り、超過勤務の縮減に取り組むこと。
 - (8) 扶助費は、原則として前年度予算額2%増を限度とすること。
 - (9) 繰出金については、基準の明確化を図り、過大過小に陥ることのないよう、決算状況などを十分精査し、適正な見積りを行うこと。
 - (10) 各種団体補助金は、補助金等審査委員会において、適正な補助額を審査・決定すること。
 - (11) 一部事務組合負担金は、必要最小限の見積りとすること。
- ウ C経費については、A経費及びB経費に属さない経常的経費とする。積算に当たっては、次の点に留意して積算を行った後、査定方式により金額を決定する。

- (7) 各部長・課長がリーダーシップを持って、削減目標の達成に積極的に努めること。
- (8) 財源の重点化を図るため、事務事業単位でシーリング率を定めることとする。シーリング率は、平成28年度当初予算対比で、重点プロジェクトの対象事業は現状維持とし、前期基本計画に定める主要な事務事業は3%減、その他の事務事業は5%減とする。ただし、いずれの区分でも施設管理経費は3%減とし、前期基本計画に定める行財政運営に関する施策は3%減とする。
- (9) 積算に当たっては、平成27年度決算の状況や平成28年度予算の執行状況等を十分に参考にすること。
- (10) 削減率を超えての予算要求を許容できる財源はないため、削減率以内での要求を厳守すること。

エ 共通事項

- (7) 市出資団体、社会福祉法人、実行委員会等に対する各種委託料については、予算編成基準により適正な積算を行うこと。
- (8) 会費等負担金は、その必要性と効果を十分精査し、真に必要なもの以外は全て廃止すること。
- (9) 補助金は、「補助金等に関する見直し方針」に基づくほか、状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化の観点から、十分な精査と検証を行い、見直しを行うこと。
- (10) 管理用備品は、原則として認めない。
- (11) 扶助費を除く国庫・都支出金対象事業については、目的や効果を明らかにし、効果の薄い事業については事業の廃止も視野に入れて見直しを

検討すること。

- (ハ) O A化及びI T関連の開発経費は、後年度負担も含めて費用対効果が明らかに見込めるものに限る。経費の見積もりに当たっては、情報システム課の確認を受けること。
- (ヘ) 施設の管理運営及び事務事業の民間委託等については、その費用対効果と効率性を考慮しながら積極的に導入すること。
- (ニ) 施設の管理運営については、指定管理者制度等を有効に活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ること。特に財団等の運営においては、より一層の効率化を図ること。

(4) 投資的経費に関する事項

- ア 投資的経費については、財源が不足する見込みであり、抑制を図る必要がある。このため、前期基本計画に基づく事業、債務負担行為解消事業及び安全性、緊急性の観点から優先度の高い事業に係るもののみとする。大規模事業や経常的投資的事業を含め、総合的な査定により決定するものとする。
- イ その他の事業は、年次計画に基づき要求すること。なお、原則として新規の事業は認めないほか、既存の計画についても、できる限り実施時期を先送りする等の見直しを行うこと。
- ウ 施設の改修工事については、建築施設課の積算等に基づき、公共施設マネジメントの観点を踏まえ、必ず部の優先順位を定めて要求すること。
- エ 公共用地の取得については、府中市土地開発公社への公共用地の先行取得の依頼を含めて、前期基本計画において計画が予定されている事業に限ることとする。また、市有地の活用や交換等その有効活用に努めること。
- オ 建設コストについては、民間や他自治体等との比較を行い、市場動向を反映させて、徹底したコストの縮減に努めること。

(5) 特別会計に関する事項

特別会計については、前記各号を踏まえ、会計の設置目的に沿って適切な見積りを行うこと。

一般会計繰入金については、繰入基準の明確化を図り、過大過小に陥ることのないよう決算状況などを十分精査し、適正な見積りを行うこと。また、常に適切な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な収入確保を図ること。

(6) その他

見積りに当たっては、別に定める予算編成要領及び予算編成基準により積算すること。